

株式会社 CaSy 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 CaSy と称し、英文では CaSy Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) インターネットを利用したオンラインサービスの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営、及びサポート業務
- (2) 家事代行
- (3) ハウスクリーニング
- (4) オフィス・店舗・ビル清掃
- (5) ベビーシッター・保育事業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 職業紹介事業
- (8) 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング
- (9) 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
- (10) 生命保険の募集に関する業務
- (11) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,068,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役 C E O が招集し、議長となる。

2 取締役 C E O に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第 22 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役 C E O 、取締役 C F O 、取締役 C H R O 、取締役 C T O 等各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 C E O がこれを招集し、議長となる。

2 取締役 C E O に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第31条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、身分、職務等の必要事項については、執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会にお

いて再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

修正履歴

日付	修正前条項	変更前	変更後
平成 26 年 12 月 30 日	第 3 条	本店を東京都千代田区に置く。	本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
平成 27 年 8 月 13 日	—	—	・取締役会設置会社への変更 ・A 種優先株式の設定
平成 27 年 9 月 9 日	第 3 条	本店を東京都港区に置く。	本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
平成 27 年 9 月 9 日	第 16 条	5 日前	7 日前。
平成 28 年 1 月 6 日	第 2 条	—	当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 <u>(4)ベビーシッター・保育事業</u> <u>(5)労働者派遣事業</u> <u>(6)職業紹介事業</u>
平成 30 年 3 月 28 日	—	—	・A2 種優先株式の設定
平成 30 年 10 月 29 日	第 3 条	当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	当会社は、本店を東京都品川区に置く。
令和 2 年 2 月 28 日	全般的修正	—	・株主名簿管理人関連の修正 ・全般にわたる修正 ・第 6 章の削除
令和 3 年 2 月 26 日	全般的修正	—	・監査役会設置会社への変更
令和 3 年 11 月 4 日	全般的修正	—	・目的事項変更追記 ・会計監査人の設置 ・公告方法の変更 ・譲渡制限撤廃 ・発行可能株式総数変更 ・単元株の設定 ・株主総会参考書類なし提供 ・取締役、監査役責任免除 ・中間配当 ・種類株削除
令和 4 年 2 月 25 日	第 2 条	—	目的事項に以下を追加 (10) 生命保険の募集に関する業務
令和 5 年 2 月 27 日	第 18 条	—	電子提供措置等への対応
令和 6 年 2 月 28 日	第 18 条附則	—	削除
	第 4 章	取締役及び取締役会	取締役、取締役会及び執行役員
	第 30 条	—	新設
	第 30 条～第 45 条	第 30 条～第 45 条	・第 30 条の新設により、条文番号の繰り下げ修正 第 31 条～第 46 条
令和 7 年 2 月 28 日	全般的修正	—	・監査等委員会設置会社への変更